

「地域活性化に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況 (2回目のフォローアップ)

【勧告先】内閣府、厚生労働省、国土交通省 【勧告日】平成28年7月29日 【回答日】(1回目)平成29年2月10日～17日 (2回目)平成30年2月16日～21日

1. 地方都市における地域活性化3計画(※)の実施状況(※)中心市街地活性化基本計画、都市再生整備計画及び地域再生計画

主な勧告(調査結果)

(1) 効果の発現状況

- 中心市街地活性化施策の効果的な推進のため、市町村の規模等に応じた成功例の提示などの取組を強力に実施
- 目標達成が困難となっている原因の分析、改善方策の検討、実施

- 地域再生計画と都市再生整備計画は一定の効果が発現
- 中心市街地活性化基本計画は所期の効果が発現しているとみることは困難
- 中心市街地活性化基本計画(平成18～20年度までに策定した調査対象42市44計画)中、全指標が目標を達成している計画なし

主な改善措置状況

- ◇ 市町村の人口規模等別の成功例を最新のものに更新し、公表(H29.7)
- ◇ 目標達成が困難と報告のあった市に対し計画見直し等を助言したところ、28年度中に18市、29年11月までに10市が計画を変更(H28.8～)
- ◇ 助言を受け計画を見直した市町村における改善効果を把握する予定(H30.6～)
- ◇ 目標達成が困難と見込まれる場合は、定期フォローアップ時に、原因分析するようマニュアルを改訂(H29.3)

【内閣府】

(2) 効果の発現状況の的確な把握

- 指標の設定・測定等に係るマニュアルの整備、助言等の支援の実施

- 指標の設定や測定が不適切なもの(291計画1,001指標中49計画102指標)
(例)・目標は定めているが、指標が未設定で事後評価未実施
・当初設定した目標値を計画最終年度に下方修正して目標達成と評価
・事業実施箇所から離れた場所で指標を測定
- 歩行者通行量、販売額等の測定方法が市によって区々など、国による支援が必要な状況
- 国は地方公共団体が行う事後評価結果を活用して政策効果を把握しており、情報が的確であることが重要。国による事後評価の支援が不十分

- ◇ 目的に応じた具体的指標の設定例や測定する際の留意点等をマニュアル等に追記。計画作成の際に助言等の支援(H28.12～)

【内閣府、国土交通省】

- ◇ 前年度に引き続き、地方公共団体への説明会で指標の設定や測定方法の問題点を説明し注意喚起(H29.10～11、全国8か所)

【国土交通省】

主な勧告(調査結果)

主な改善措置状況

(3) 地域住民等との連携等の重要な取組の推進

○ 地域住民との連携例等、地方公共団体の参考となる事例を収集、ウェブサイト等を活用し一元的に公表

- 地域住民等との連携や中間評価に適切に取り組み、効果発現がみられる計画がある一方、取組が不十分で効果がみられない計画あり
- 国が作成した事例集等にはこれらの取組に着目した事例が必ずしも紹介されておらず、各府省で別個に情報提供され総覧性に乏しい

◇ 地域住民との連携例等の事例を収集し、その中から優良事例を取りまとめ、内閣府と内閣官房のウェブサイト統合した「地方創生サイト」(官邸HP)において各省事例とともに一元的に公表(H29.3)

【内閣府】

(4) 計画期間中に発現した効果を持続させていく取組の推進

- 効果を持続させていくことの重要性を明示
- 効果を持続させる取組に関する情報提供の充実

- 計画期間終了後も継続的に効果測定し、利用者数の減少を踏まえて対策を講じ利用者が増加した例あり
- 一方、取り組んでいない主な理由は、目標達成したため必要性を感じない、国のマニュアル等で実施や報告が求められていないなど

◇ 効果を持続させていくことの重要性をマニュアル等に追記するとともに取組事例を公表(H29.3)
【内閣府、国土交通省】

◇ 平成28年度に中心市街地活性化基本計画の期間が終了した11市全てで終了後も効果を継続的に測定

【内閣府】

2. 地域再生計画における申請手続の簡素合理化

- 計画書の書式の統一化、府省による情報共有の仕組みを整備
- 更なる手続の簡素合理化を検討し、その結果を踏まえ所要の措置

地域再生計画と地域雇用創造計画は一体的に作成・運用するメリットあり

- 地方公共団体は記載内容が類似する両計画をそれぞれ作成し、内閣府の認定・厚生労働省の同意が必要
- 計画を作成した地方公共団体から、重複感があり書類削減等事務の効率化を求める意見あり
- 両計画に関係する事項の変更について、一方の計画変更をしていない例あり

◇ 地域再生計画と地域雇用創造計画の書式を統一化、情報共有の仕組みを整備(H29.1)

◇ 更なる簡素化として、地域雇用創造計画とともに提出が必要であった事業構想提案書と同計画の書式を統一化(H29.2)、両計画の提出時期をそろえる等の簡素化(H29.12)

【内閣府、厚生労働省】

地域活性化に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成27年4月～28年7月
- 2 対象機関
調査対象機関 内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
関連調査等対象機関 都道府県（8）、市区町村（262）、関係団体、事業者等

【勧告日及び勧告先】 平成28年7月29日 内閣府、厚生労働省、国土交通省

【回答年月日】 平成29年2月17日 内閣府 平成29年2月13日 厚生労働省 平成29年2月10日 国土交通省

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成30年2月16日 内閣府 平成30年2月16日 厚生労働省 平成30年2月21日 国土交通省

【調査の背景事情】

- 地域活性化に関しては、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）、地域再生法（平成17年法律第24号）が施行。国は、法律に基づき地方公共団体が作成した地域活性化3計画（※）に対する支援など、様々な取組を従前から実施
 - ※ 中心市街地活性化基本計画、都市再生整備計画及び地域再生計画
- 平成19年10月、地方における人口減少の悪循環を断ち切る等のため、内閣に置かれた地域再生などの実施体制を統合。地方の再生に向けた戦略を一元的に立案・実行する地域活性化統合事務局（※）を設置し、地域活性化3計画等の取組を推進
 - ※ 平成27年1月に地方創生推進室、28年4月には地方創生推進事務局に改組
- 平成20年6月、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し人口の流出を食い止める「定住自立圏構想」が「経済財政改革の基本方針2008（骨太2008）」（平成20年6月27日閣議決定）に位置付けられ、21年度から取組を実施
- この行政評価・監視は、地域活性化関係施策の効果的な実施に資する観点から、我が国の人口移動の現状やこれまで講じられた地域活性化施策の実施状況、国の支援施策の活用状況、効果の発現状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 地方都市における地域活性化3計画の実施状況</p> <p>(1) 効果の発現状況 (勧告要旨)</p> <p>内閣府は、認定制度創設後約10年間経過した現在においても目標達成状況が芳しくなく、また、同府の政策評価においても2年連続で進展が大きくないとしていることを踏まえて、中心市街地活性化施策を効果的に推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 「制度・運用の方向性」で指摘された市町村の規模等に応じた成功例の提示を速やかに行うなど、効果の発現のための取組を強力に行うこと。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→：1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒：2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>【内閣府】</p> <p>→ 市町村の人口規模別及び目標類型別に目標達成状況を整理し、規模及び目標類型に応じた成功例を取りまとめて、地方公共団体に周知するとともに、中心市街地活性化のサイトに掲載した。</p> <p>(実施時期：平成28年10月)</p> <p>なお、上記の成功例については、今後、地方創生総合情報サイトに一元化する予定である。</p> <p>(実施予定時期：平成29年3月)</p> <p>⇒ 平成28年10月に公表した市町村の人口規模別及び目標類型別に応じた成功例について、29年3月に地方創生サイトに各省事例とともに一元化して掲載するとともに、同年7月には「中心市街地活性化基本計画 平成28年度最終フォローアップ報告」を踏まえ更新し、地方公共団体に周知した。</p> <p>(実施時期：平成29年7月)</p> <p>また、中心市街地の活性化に関する法律に基づく「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」が変更され、「内閣総理大臣は、認定基本計画における成功事例についての調査、分析に取り組むとともに、その結果を公表す</p>

- ② ①を行うとともに、改めて目標達成が困難となっている原因の分析を行い、必要な改善方策を検討及び実施すること。

(制度の概要等)

- 「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）により、国は、中心市街地の活性化に関する施策を効果的かつ効率的に推進し、市町村の取組に対して、適切な支援や助言等を実施
- 内閣府は、学識経験者等による「中心市街地活性化推進委員会」を開催し、平成 25 年 12 月に「中心市街地活性化に向けた制度・運用の方向性（以下「制度・運用の方向性」という。）を取りまとめ、この中で、国の役割の一つとして、市町村の規模等に応じた成功例の提示が挙げられていたところ、未提示

(調査結果)

- 平成 18 年度から 20 年度までに地方都市が作成した地域活性化 3 計画から 291 計画の指標の目標達成状況による効果の発現状況を調査
- 地域再生計画及び都市再生整備計画は一定の効果の発現がみられるものの、中心市街地活性化基本計画は所期の効果が発現しているとみることは困難

ることにより、全国の中心市街地における取組を刺激し、その活性化を図る旨が追記される予定である。

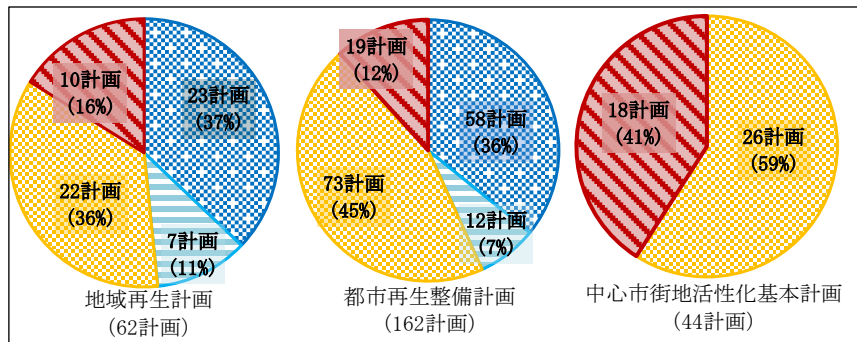
(実施予定時期：平成 30 年 3 月)

【内閣府】

→ 平成 28 年 8 月に公表した「中心市街地活性化基本計画 平成 27 年度最終フォローアップ報告」に基づき、中心市街地活性化基本計画において目標達成が困難となっている原因を分析したところ、東日本大震災の影響や景気低迷による大規模工場の閉鎖等による想定外の人口減少等の外部要因のほか、主要事業が遅延又は中止となったために当該事業による効果を発揮できずに目標未達成となっており、計画期間中における事業等の見直しが必要であったと考えられる計画が多かった。

このため、改善方策として、平成 28 年 8 月に公表した「中心市街地活性化基本計画 平成 27 年度定期フォローアップ報告」において、中心市街地活性化基本計画を実施中の 76 市（76 計画）について、事業の進捗状況や目標達成の見通しのほか、その要因分析についても確認し、その結果を踏まえ、「このままでは目標達成可能とは見込まれない」と自己評価した 28 市に対して、個別にヒアリングを実施して（同年 8 月）、必要に応じ改善方策の検討について助言したところ、同年 11 月までに 13 市が事業の追加や拡充を伴う計画変更を行い、その他の市においても今後の計画変更や事業の見直しが検討されている。

具体的には、主要事業である拠点施設の基本設計に時間を要し、計画期間内の完成が困難となったことから、観光入込客数の目標達成が可能と見込まれないと自己評価していた市に対し、ソフト事業の追加等の検討について助言した結果、食べ歩きイベントの開催やクーポン券の発行、商店街における



■ 全指標が目標達成
■ 複数指標のうち1指標以上が目標達成度7割以上
■ 全指標が目標達成度7割未満

創業支援事業を追加するなどの計画変更が行われた。

(実施時期：平成28年11月)

今後も定期フォローアップ等を通じ、地方公共団体に対するきめ細やかな対応を行うことにより、効果の発現に向けた取組を強力に推進していく。

⇒ 平成28年8月に公表した「中心市街地活性化基本計画 平成27年度定期フォローアップ報告」において、「このままでは目標達成可能とは見込まれない」と自己評価した28市に対して、個別にヒアリングを実施して（同年8月）、必要に応じ改善方策の検討について助言したところ、29年3月までに18市が事業の追加や拡充を伴う計画変更を行った。これらによる改善効果については、平成29年度分のフォローアップにより把握する予定である。
(実施予定時期：平成30年6月～)

また、平成29年3月に「中心市街地活性化基本計画 フォローアップ実施マニュアル」を改訂し、計画期間中の定期フォローアップにおいて、平成28年度分のフォローアップから、目標達成の見通し及び今後の対策について、特に目標達成可能と見込まれない等の場合はその理由と原因分析を踏まえた報告を求めることとした。

これにより、平成29年7月に公表した「中心市街地活性化基本計画 平成28年度定期フォローアップ報告」において、計画実施中の84市（84計画）について、事業の進捗状況や目標達成の見通し、原因分析などを確認したところ、主要事業の遅延に伴い事業効果の発現が遅延傾向となったものが多かった。

その結果を踏まえ、「このままでは目標達成可能とは見込まれない」と自己評価した29市に対して、平成28年度同様個別にヒアリングを実施して（29年8月）、必要に応じ改善方策の検討について助言をしたところ、同年

	<p>11月までに10市が事業の追加や拡充を伴う計画変更を行い、その他の市においても今後の計画変更や事業の見直しが検討されている。</p> <p>具体的には、主要事業の施設整備はおおむね予定どおり完成したものの、その効果が限定的であったことから、「商業重点地区の商店の数」の目標達成が可能と見込まれないと自己評価していた市に対し、ソフト事業の追加等の検討について助言した結果、商店等と連携した新規出店者支援事業を追加するなどの計画変更が行われた。</p> <p>(実施時期：平成29年3月～)</p> <p>さらに、中心市街地の活性化に関する法律に基づく「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」が変更され、内閣総理大臣は、フォローアップの結果等を踏まえ、「必要に応じて認定基本計画の見直し等について助言を行う」旨が追記される予定である。</p> <p>(実施予定時期：平成30年3月)</p> <p>今後も定期フォローアップ等を通じ、地方公共団体に対するきめ細やかな対応を行うことにより、効果の発現に向けた取組を強力に推進していく。</p>
<p>(2) 効果の発現状況の的確な把握 (勧告要旨)</p> <p>内閣府及び国土交通省は、地域活性化3計画の効果の発現状況を的確に把握する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 計画で設定する指標について、地方公共団体の目的に応じたアウトカム指標の設定例、指標の測定に際し留意すべき点などを具体的に示したマニュアル等を作成又は改訂し、地方公共団体に対し周知すること。</p> <p>その際、府省が自ら例示しており、地方公共団体が指標の目標値の設定や測定・分析に苦慮している指標については、それらの設定等の考え方や測定方法等を示すこと。</p>	<p><地域再生計画></p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 計画で設定する指標について、例えば、「生活環境の整備」を目的としている場合は「環境基準」や「地域コミュニティ組織数」といった指標を設定することなど、目的に応じたアウトカム指標の設定例や、指標の測定に際して留意すべき点として、設定した全ての指標について測定する必要があること、基準値と評価値を同一の方法で測定する必要があることなどを、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」に追記し、地方公共団体に周知する</p>

とともにウェブサイトに掲載した。

その際、指標の設定例ごとに、設定等の考え方や測定方法等を明示している。具体的には、「生活環境の整備」を目的に「環境基準」を指標として利用する場合の測定方法として、都道府県の水質調査を活用することなどを追記した。

(実施時期：平成28年12月)

⇒ 地域再生計画の申請受付開始の都度、事務連絡及びウェブサイトにて「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」を確認した上で地域再生計画を作成するよう地方公共団体に通知を行うことで、計画で設定する指標について地方公共団体の目的に応じたアウトカム指標を設定するよう促している。

(実施時期：平成28年12月～)

<中心市街地活性化基本計画>

【内閣府】

→ 計画で設定する指標について、例えば、「賑わいの創出」を目的としている場合は、「歩行者通行量」、「観光客数」、「公共公益施設利用者数」等といった指標を設定することなど、目的に応じたアウトカム指標の設定例や、指標の測定に際して留意すべき点として、調査地点や調査期間、集計方法等の測定方法を基準値と同一の方法で実施することなどを、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」に追記し、地方公共団体に周知するとともにウェブサイトに掲載した。

その際、指標の設定例のうち測定に苦慮すると考えられる「歩行者通行量」及び「小売販売額」について設定等の考え方や測定方法等を明示している。具体的には、「歩行者通行量」等の限定された日時で測定する指標につ

いて、天候やイベント等の有無に左右されやすいことから、毎年度同じ条件下で測定できるよう複数の測定日の平均値とすることや測定日の予備日を設定することを示したほか、「小売販売額」等については、公的統計の公表時期が毎年度ではないため活用の際に注意が必要であることや、大型商業施設等の限られた施設への調査結果から全体を推計する方法は、当該施設に閉店等の事態が生じた場合に推計が困難となることなど、設定に当たっての注意すべき点を追記した。

(実施時期：平成29年1月)

⇒ 中心市街地活性化基本計画の作成を実施する地方公共団体に対し、平成29年1月に「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」の周知を図り、その内容を確認した上で計画を作成するよう助言することで、計画で設定する指標について地方公共団体の目的に応じたアウトカム指標を設定するよう促している。

【平成29年1月～】

<都市再生整備計画>

【国土交通省】

→ 計画で設定する指標については、アウトカム指標の設定の必要性についてより明確にするなど指標の目標値の設定や測定・分析に関する解説を充実させた「まちづくり交付金 評価の手引き」の改訂案を平成29年1月末に作成し、3月末までに地方公共団体に対し周知するとともに、ホームページに掲載する予定である。

その際、「まちづくり交付金 評価の手引き」で例示している歩行者通行量、満足度指標の設定等の考え方や測定方法等に係る参考情報を記載する

② 計画の効果的な推進を図るため、計画認定時や事後評価結果の報告時等において、効果の発現状況を適切に測定できるよう指標が適切に設定、測定されているかを確認し、必要に応じて地方公共団体に対し助言する等の支援を行うこと。

(制度の概要等)

- 国は、地域活性化3計画を認定する際等において、事後的な評価が可能な指標が設定されているかなど確認。また、指標設定・事後評価に係るマニュアル等を作成
- 地方公共団体が実施した事後評価の結果は、国における効果の発現状況の把握やそれに基づく制度の見直し及び助言事務に活用されており、国として

予定である。具体的には、歩行者通行量について、気象条件等により、測定した数値が特異値となる場合も考えられることから、予備日を設定し、再計測することも考えられることなどを追記する予定である。

⇒ 計画で設定する指標については、アウトカム指標の設定の必要性についてより明確にするなど指標の目標値の設定や測定・分析に関する解説を充実させた「まちづくり交付金 評価の手引き」の改訂（「都市再生整備計画事業 評価の手引き」に改称）を平成29年3月に実施し、事務連絡、全国市街地整備主管課長会議（同年4月開催）及び都市再生整備計画事業のブロック別説明会（全国8か所、同年10～11月開催）において周知を行うとともに、ホームページに掲載した。

その際、「都市再生整備計画事業 評価の手引き」で例示している歩行者通行量、満足度指標の設定等の考え方や測定方法等に係る参考情報を記載した。具体的には、歩行者通行量について、気象条件等により、測定した数値が特異値となる場合も考えられることから、予備日を設定し、再計測することも考えられることなどを追記した。

<地域再生計画>

【内閣府】

⇒ 指標が適切に設定されているかについては、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」の改訂を踏まえ、改めて、地域再生計画の認定申請の際の確認を徹底し、必要な助言等を行うこととした。

(実施時期：平成28年12月～)

また、適切に測定されているかについては、認定地方公共団体へのフォローアップ調査により確認し、必要に応じて助言等の支援を行う予定である。

<p>も、それが的確な情報かどうかが重要</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 指標の設定が不適切な例、指標の測定が不適切な例などあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指標の設定や測定が不適切なもの (291 計画 1,001 指標のうち 49 計画 102 指標) <p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「団塊の世代の退職後の活用による地域活性化」という目標は定めているが、指標が設定されておらず事後評価が実施されていない ② 計画期間最終年度に当初設定した目標値を下方修正し、下方修正した目標値を上回ったことから目標達成と評価 ③ 指標の測定箇所が事業の実施箇所から離れており、事業との整合性が確保されていない <ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者通行量 (97 計画 105 指標)、販売額 (21 計画 21 指標) 等測定方法が区々など、国による事後評価の支援が必要な状況あり <p>(例) 所要の予算が確保できないなどにより、歩行者通行量の測定を年に 1 回のみ実施 (65 計画 69 指標)。中には、目標未達成の原因を測定日の悪天候のためとしており、要因分析ができていないものもあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国は、事後評価の支援 (マニュアル整備、個別の助言等) に取り組んでいるものの、このような状況を踏まえると不十分 	<p>(実施予定時期：平成 29 年 3 月～)</p> <p>⇒ 指標が適切に設定されているかについては、平成 28 年 12 月に改訂した「地域再生計画認定申請マニュアル (総論)」を踏まえ、引き続き、地域再生計画の認定申請の都度、確認している。</p> <p>(実施時期：平成 28 年 12 月～)</p> <p>また、適切に測定されているかについては、平成 28 年度に実施した地方公共団体へのフォローアップ調査において、指標の達成状況の確認を行い、報告書をウェブサイトに掲載した。</p> <p>(実施時期：平成 29 年 3 月)</p> <p>さらに、平成 29 年度調査においては、調査と並行して地方公共団体を訪問しヒアリング調査を実施することにより、現状把握及びフォローアップや助言を行っている。</p> <p>(実施時期：平成 29 年 11 月～)</p> <p>< 中心市街地活性化基本計画 ></p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 指標が適切に設定されているかについては、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」の改訂を踏まえ、改めて、申請を検討している地方公共団体に対する事前のヒアリングや認定申請の際の確認を徹底し、必要な助言等を行うこととした。</p> <p>(実施時期：平成 29 年 1 月～)</p> <p>また、適切に測定されているかについては、計画期間中の定期フォローアップや計画期間終了後の最終フォローアップにより確認し、必要に応じて助言等を行う予定である。</p>
---	--

(実施予定時期：平成 29 年 6 月～)

⇒ 指標が適切に設定されているかについては、平成 29 年 1 月に改訂した「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」を踏まえ、引き続き、申請を検討している地方公共団体に対する事前のヒアリングや認定申請の際の確認を徹底し、必要な助言等を行った。

具体的には、「歩行者通行量」等の限定された日時で測定する指標について、天候やイベント等の有無に左右されやすいことから、毎年度同じ条件下で測定できるよう複数の測定日の平均値とすることや測定日の予備日を設定することを示したほか、国勢調査、経済センサス、商業統計等については計測頻度が毎年でないことに留意し、補完する方法として住民基本台帳等の他のデータを活用することや中心市街地に限定した独自調査を実施することなどの助言を行った。その結果、例えば、毎年計測できない「小売業の年間商品販売額」から、毎年独自調査により計測可能な「中心市街地の新規出店数」に目標指標が変更されるなど、定期フォローアップを行う上で適切な指標が設定された。

(実施時期：平成 29 年 1 月～)

また、適切に測定されているかについては、計画期間中の定期フォローアップや計画期間終了後の最終フォローアップにより確認し、必要に応じて助言等を行った。

(実施時期：平成 29 年 6 月～)

<都市再生整備計画>

【国土交通省】

→ 指標が適切に設定されているかについては、平成 29 年度以降は、「まちづ

くり交付金 評価の手引き」の改訂を踏まえ、都市再生整備計画の新規計画や計画変更において、地方公共団体からの計画の相談時や計画が提出された際に、指標の設定方法等について確認するとともに、地方公共団体に対する助言等の支援の充実を図る予定である。また、平成28年9月から10月にかけて都市再生整備計画事業のブロック別説明会を8か所で開催し、総務省に指摘された事例を取り上げて、指標の設定の問題点を説明した。平成29年度以降も、引き続きブロック別説明会等において、同様の説明を行う予定である。

指標が適切に測定されているかについては、平成29年度以降は、「まちづくり交付金 評価の手引き」の改訂を踏まえ、事後評価の報告に当たり、事前に相談を受けた際、指標の測定状況を確認するとともに、必要に応じて計画の評価方法について、地方公共団体に対する助言等の支援の充実を図る予定である。また、平成28年度のブロック別説明会において、総務省に指摘された事例を取り上げて、測定方法の問題点を説明した。平成29年度以降も、引き続きブロック別説明会等において、同様の説明を行う予定である。

⇒ 指標が適切に設定されているかについては、「まちづくり交付金 評価の手引き」の改訂（「都市再生整備計画事業 評価の手引き」）を踏まえ、都市再生整備計画の新規計画や計画変更において、地方公共団体からの計画の相談時や計画が提出された際に、指標の設定方法等について確認するとともに、地方公共団体に対する助言等の支援の充実を図っている。また、都市再生整備計画事業のブロック別説明会（全国8か所、平成29年10～11月開催）において、指標設定の留意点等を説明した。

指標が適切に測定されているかについては、「まちづくり交付金 評価の

	<p>手引き」の改訂（「都市再生整備計画事業 評価の手引き」）を踏まえ、事後評価の報告に当たり、事前に相談を受けた際、指標の測定状況を確認するとともに、必要に応じて計画の評価方法について、地方公共団体に対する助言等の支援の充実を図っている。また、都市再生整備計画事業のブロック別説明会（全国8か所、平成29年10～11月開催）において、測定方法の留意点等を説明した。</p>
<p>(3) 効果的に計画を作成・実施するに当たって重要な取組（地域住民等との連携、中間評価を踏まえた見直し等）の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>内閣府は、地方公共団体における地域活性化に係る取組について、効果的に計画を作成・実施するに当たって重要な取組を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>i) 地域住民等との連携、ii) 中間評価結果を踏まえた計画の見直し等の地域活性化に取り組む地方公共団体の参考となる事例等を収集し、取りまとめ、その結果をウェブサイト等を活用し、一元的に公表すること。</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 地域住民等との連携等の重要な取組に関する国からの情報提供が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民等との連携や中間評価に適切に取り組み、効果発現がみられる計画がある一方、取組が不十分で効果がみられない計画あり (例) 観光地へのアクセス道路を整備したが、整備後に過剰な車両流入を懸念した地域住民等の声を受け道路の供用が延期され、観光客数等の目標を達成していない ● 国が作成した事例集等にはこれらの取組に着目した事例が必ずしも紹介されていない。また、各府省で別個に情報提供され総覧性に乏しい 	<p>【内閣府】</p> <p>→ 効果的に計画を作成・実施するに当たって重要な取組（地域住民等との連携、中間評価を踏まえた計画の見直し等）について、事例を収集しており、その中から優良事例を取りまとめ、地方公共団体に周知するとともに、地方創生総合情報サイトにおいて各省事例とともに一元的に公表する予定である。</p> <p>(実施予定時期：平成29年3月)</p> <p>⇒ 効果的に計画を作成・実施するに当たって重要な取組（地域住民等との連携、中間評価を踏まえた計画の見直し等）について、事例を収集し、その中から優良事例を取りまとめ、地方公共団体に周知するとともに、内閣府と内閣官房のウェブサイト統合した地方創生サイトにおいて各省事例とともに一元的に公表した。</p> <p>(実施時期：平成29年3月)</p>

(4) 計画期間中に発現した効果を持続させていく取組の推進

(勧告要旨)

内閣府及び国土交通省は、継続的な効果測定やその結果を踏まえた対策の実施等、計画期間中に発現した効果を持続させていく取組を推進するため、次の措置を講ずる必要がある。

地方公共団体に対し、計画期間終了後も効果を持続させていくことの重要性を示すとともに、継続的な効果測定の実施状況、計画期間終了後の対策や効果が持続している事例等、計画で発現した効果を持続させるための取組を収集・分析し、地方公共団体の参考となる取組事例等を紹介するなど、情報提供の充実に努めること。

(調査結果)

- 計画期間中に発現した効果が計画期間終了後も持続しているか検証するため、継続的な効果測定に取り組んでいる例がある一方、同様の取組がなされていない例あり
 - 取り組まれていない主な理由は、目標値を上回る結果が得られたため必要性を感じなかった、国のマニュアル等で実施や報告が求められていないなど
 - 計画期間終了後も継続的に効果測定をし、一時的に利用者数の減少がみられた商業施設について、効果測定の結果を踏まえて対策を講じ、利用者数が増加している例あり

<地域再生計画>

【内閣府】

→ 計画期間終了後も効果を持続させていくことの重要性について、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」において、「継続的に計測及び評価を行うことができるような指標についてよく検討する」ことなどを明記し、地方公共団体に周知するとともにウェブサイトに掲載した。

(実施時期：平成28年12月)

また、継続的な効果測定の実施状況、計画期間終了後の対策や効果が持続している取組について、事例を収集しており、その中から優良事例を取りまとめ、地方公共団体に周知するとともに、地方創生総合情報サイトにおいて各省事例とともに一元的に公表する予定である。

(実施予定時期：平成29年3月)

⇒ 地域再生計画の申請受付開始の都度、事務連絡にて「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」を確認した上で地域再生計画を作成するよう地方公共団体に通知を行うことで、計画で設定する指標について継続的に計測及び評価を行うことができるような指標を設定するよう促している。

(実施時期：平成28年12月～)

計画期間終了後も継続的に目標達成に向けた事業を実施している事例などを取りまとめた地域再生制度活用事例集を作成し、地方公共団体に配布を行った。また、ウェブサイト上でも地域再生制度活用事例集を公開した。

(実施時期：平成29年3月)

これにより、内閣府で行った調査において、計画終了後の取組につき、新たな地域再生計画の作成や他省庁の事業を活用する等で引き続き事業を実施していると回答した割合が、平成 28 年度調査においては 66%であったのに対し、平成 29 年度調査（集計中）では約 8 割となるなど、取組が推進されている。

< 中心市街地活性化基本計画 >

【内閣府】

→ 計画期間終了後も効果を持続させていくことの重要性について、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」において、「継続的な計測が可能な指標となるよう」にすることを明記し、地方公共団体に周知するとともにウェブサイトに掲載した。

(実施時期：平成 29 年 1 月)

また、継続的な効果測定の実施状況、計画期間終了後の対策や効果が持続している取組について、事例を収集しており、その中から優良事例を取りまとめ、地方公共団体に周知するとともに、地方創生総合情報サイトにおいて各省事例とともに一元的に公表する予定である。

(実施予定時期：平成 29 年 3 月)

⇒ 継続的な効果測定の実施状況、計画期間終了後の対策や効果が持続している取組について、優良事例を取りまとめ、地方公共団体に周知するとともに、地方創生サイトにおいて公表した。

(実施時期：平成 29 年 3 月)

また、平成 29 年 3 月に「中心市街地活性化基本計画 フォローアップ実施マニュアル」を改訂し、計画期間終了後の最終フォローアップに

において、平成 28 年度分のフォローアップから、目標指標の継続的な効果測定の実施に関することについても報告を求めることとした。

これにより、総務省が調査した際には、調査対象とした市町村の計画の 90.9%が、計画期間終了後も継続的な効果測定を実施していたところ、「中心市街地活性化基本計画 平成 28 年度最終フォローアップ報告」において、報告のあった 11 市町村の全ての計画において、目標指標の測定を継続的に実施していくこととしている。

(実施時期：平成 29 年 3 月～)

さらに、中心市街地の活性化に関する法律に基づく「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」が変更され、「認定基本計画の期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、市町村は、目標の達成状況に関する評価指標に基づく評価を行い、PDCAサイクルを継続することが望ましい」旨が追記される予定である。

(実施予定時期：平成 30 年 3 月)

<都市再生整備計画>

【国土交通省】

→ 計画期間終了後も効果を持続させていくことの重要性については、平成 28 年 9 月から 10 月にかけて都市再生整備計画事業のブロック別説明会を 8 か所で開催し、総務省に指摘された事例を取り上げて、地方公共団体に対し説明した。

また、都市再生整備計画事業の実施に当たっては、当該事業が事業完了後もまちづくりへ効果を継続的に発現できる内容であることが重要であることなどを「まちづくり交付金 評価の手引き」に追記し、平成 29 年 3 月までに公表する予定である。

	<p>さらに、情報提供の充実については、平成29年3月までに、効果を持続させるための取組事例を地方公共団体へのアンケートを通じて収集・分析し、事例集としてホームページに掲載するとともに、平成29年度以降のブロック別説明会等において、総務省の調査で取り上げられた事例を紹介した上で、地方公共団体の参考となる他の取組事例の情報提供を行う予定である。</p> <p>なお、平成28年度のブロック別説明会においては、既に当省で把握していた継続的な効果測定及び効果が持続している事例を説明している。</p> <p>⇒ 都市再生整備計画事業の実施に当たっては、当該事業が事業完了後もまちづくりへ効果を継続的に発現できる内容であることが重要であることなどを「まちづくり交付金 評価の手引き」（「都市再生整備計画事業 評価の手引き」）に追記し、平成29年3月に公表した。</p> <p>さらに、情報提供の充実については、「都市再生整備計画事業実施地区における継続的な効果維持の優良取組事例」を作成し、平成29年3月にホームページに掲載するとともに、都市再生整備計画事業担当者会議（同年4月開催）及び都市再生整備計画事業のブロック別説明会（全国8か所、同年10～11月開催）において、優良取組事例の情報提供を行った。</p>
<p>2 地域再生計画における申請手続の簡素合理化 （勧告要旨）</p> <p>内閣府及び厚生労働省は、関係府省が一体となって意欲ある地方公共団体の主体的な取組を総合的に支援する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>地域再生計画と地域雇用創造計画について、一体的に作成できるよう計画書の書式を統一化するなどできる限り書類等の簡素合理化を図り、協議等を</p>	<p>【内閣府及び厚生労働省】</p> <p>→ 地域再生計画と地域雇用創造計画が一体的に作成できるよう、地域雇用創造計画の記載項目の名称及び順番を地域再生計画に対応するような書式に改めた。また、協議等を要しない計画変更に係る情報について、今後、内閣</p>

要しない計画変更の際も府省相互で情報共有する仕組みを設けた上で、更なる手続の簡素合理化の検討を進め、その結果を踏まえ所要の措置を講ずること。

(制度の概要等)

- 地域再生法の一部改正（平成26年11月）により、認定・提出手続をワンストップ化する制度を設け、地方公共団体が地域再生計画と関連する複数の計画を一体的に作成しやすくするとともに、事務負担軽減を図っている

(調査結果)

- 地域雇用創造計画は、認定・提出手続のワンストップ化の対象となっていないが、地域再生計画と地域雇用創造計画は一体的に作成・運用するメリットあり
 - 地域雇用創造事業を実施するために、地方公共団体は記載内容の類似する地域再生計画と地域雇用創造計画をそれぞれ作成し、内閣府の認定・厚生労働省の同意を得る必要あり
 - 計画を作成した地方公共団体からは、内容が同じで重複感があるとして、書類削減等事務の効率化を求める意見あり
 - 地域雇用創造計画で目標値を変更しているのにもかかわらず、地域再生計画で目標値を変更していない例など一体的に作成・運用した方がマネジメントが適切に行われる例あり

府及び厚生労働省の間で共有する仕組みを設けた。

(実施時期：平成29年1月)

また、更なる手続の簡素合理化については、平成29年2月に地域雇用創造計画に係る厚生労働大臣の同意の前に提出を求めている事業構想提案書についても当該計画と書式を統一化するとともに、今後、認定・提出手続のワンストップ化等の措置を含め、同年12月を目途に一定の結論を得るよう、両府省で引き続き検討を進め、その結果を踏まえ所要の措置を講ずることとする。

⇒ 地域雇用創造計画に係る厚生労働大臣の同意の前に提出を求めている事業構想提案書について、当該計画と書式を統一化した。

(実施時期：平成29年2月)

提出・認定手続のワンストップ化については、これまで検討を進めてきたところであるが、例えば提出手続をワンストップ化した場合、地域雇用創造計画の提出先（内閣府）と実際に審査を行う主体（都道府県労働局）が異なることにより事務手続が新たに生じる等、ワンストップ化による手続の簡素合理化の効果が見込まれない。そのため、より効果のある簡素合理化として、これまで提出時期が異なっていた地域再生計画、地域雇用創造計画及び事業構想提案書の提出時期をそろえるとともに、採択時期を早期化することとした。それに伴い、事業開始時期を7月から4月に前倒しし、改善を図ることとした。

さらに、協議等を要しない計画変更に係る情報に加えて、両計画の審査段階における質疑や差し替えに係る情報についても、内閣府及び厚生労働省の間で共有する仕組みを設けた。

(実施時期：平成29年12月)